

豊中市老人福祉施設等災害復旧費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な自然現象により被害を受けた老人福祉施設等の速やかな復旧を図るため、老人福祉施設等の災害復旧事業を行う社会福祉法人等に対し、豊中市老人福祉施設等災害復旧費補助金（以下「補助金」という。）を交付するために、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において老人福祉施設等とは、別表第1に掲げる分類の施設をいう。

(補助金の交付の対象等)

第3条 補助金の交付の対象は、別表第2の第1欄に定める施設の種類ごとに、同表第2欄に定める設置根拠等により同表第3欄に定める設置者が設置する施設に係る災害復旧事業とし、その補助率については、それぞれ同表の第4欄に定めるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる費用については、補助金の交付の対象外とする。

- (1) 土地の買収又は整地に要する費用(災害による地形地盤の変動によって生じた地割れ等の復旧に要する費用を除く。)
- (2) 既存建物の買収(既存建物を買収することが建物を復旧することより、効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。)に要する費用
- (3) 職員等の宿舍に要する費用
- (4) 災害復旧事業以外の事業の工事施工中に生じた災害に係るもの
- (5) 明らかに設計の不備又は工事施工の粗漏に起因して生じたものと認められる災害に係るもの
- (6) その他災害復旧費として適当と認められない費用

(補助金の交付の算定方法)

第4条 補助金の算定は、次に掲げる方法により算出された額(当該額に1,000円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てる。)を上限として、予算の範囲内において市長が決定することとする。

- (1) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表第3の第2欄に定める対象経費の実支出額の合計額と、総事業費から寄付金その他の収入額(社会福祉法人の場合は寄付金収入額を除く。以下同じ。)を控除した額を比較して少ない方の額を選定する。
- (2) 別表第2の第1欄に定める施設の種類ごとに、別表第3の第1欄により算出した基準額の合計額を算出する。
- (3) 第1号により選定された額と、前号により算出した額を比較して少ない方の額に、別表第2の第4欄に定める補助率を乗じて得た額とする。

(補助金の交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助金交付申請書(様式第1号)に市長が別に定める必要書類を添えて、市長が別に定める期限までに申請しなければならない。

(補助金の交付の決定等)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、次に掲げる条件その他必要な条件を付して補助金の交付の決定し、補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に対して通知するものとする。

- (1) 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)の内容のうち、次のものを変更する場合には、市長の承認を受けなければならない。
 - ア 建物の規模、構造又は用途(施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。)
 - イ 建物の設置場所の変更
 - ウ 入所定員又は利用定員

- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 補助事業により取得し又は効用の増加した不動産及びその従物については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適化法施行令」という。）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄してはならない。
- (5) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。
- (6) 補助事業により取得し又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (7) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額0円の場合を含む。）は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第11号）により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度5月31日までに市長に報告しなければならない。

なお、補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、市長に報告があった結果、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に納付しなければならない。
- (8) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。
- (9) 補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。
- (10) 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- (11) 補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど市が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。
- (12) この補助に係る補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金の交付を受けてはならない。

（変更の申請等）

第7条 補助事業者は、補助金の交付の決定後の事情の変更により、補助事業の内容等に変更があった場合又は交付を辞退する場合は、補助金交付変更申請書（様式第3号）に市長が別に定める必要書類を添えて、市長が別に定める期限までに申請しなければならない。

2 市長は、補助事業者から前項の申請があったときは、これを審査し、必要と認めるときは、交付の決定を取り消し、又は変更し、補助金交付取消・変更通知書（様式第4号）により補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助金実績報告書（様式第5号）に市長が別に定める必要書類を添えて、補助事業の完了日から起算して25日を経過した日又は補助事業の完了日の属する年度の3月末のいずれか早い日までに報告しなければならない。

（補助金の額の確定）

第9条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、これを審査し、当該報告の内容が補助金交付決定通知書の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付確定通知書（様式第6

号)により当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の精算交付の申請)

第10条 第5条の規定及び第8条の規定にかかわらず、補助金の交付の申請時において既に補助事業を完了している場合であって、精算交付を受けようとする者(以下「精算交付申請者」という。)は、補助金交付申請兼実績報告書(様式第7号)に市長が別に定める必要書類を添えて、市長が別に定める期限までに申請及び報告しなければならない。

2 市長は、前項の申請及び報告があったときは、その内容を審査し、市長は、前項の申請及び報告があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、第6条第1項第4号から第8号及び第12号に掲げる条件その他必要な条件を付して補助金の交付を決定するとともに、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付決定兼交付確定通知書(様式第8号)により精算交付申請者に対して通知するものとする。

(補助金の交付等)

第11条 市長は、第9条の規定若しくは第10条の規定による補助金の額の確定を行った後に補助金を交付するものとする。ただし、市長は、事業遂行上必要があると認めるときは、事前に概算額を交付することができる。

2 補助金の請求は、補助金請求書(様式第10号)により行うものとする。

(決定の取消し)

第12条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき
- (3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこの要綱に基づく市長の指示に違反したとき

(補助金の返還)

第13条 市長は、前条の規定による補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を命じるものとする。

2 市長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分の返還を命じるものとする。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成30年9月1日から施行し、同年4月1日から適用する。

別表第1 (第2条関係)

区分	大分類	中分類	小分類
<p>1 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に基づく老人福祉施設、同法第5条の2第6項に基づく住居としての認知症高齢者グループホーム、平成6年9月14日老計第120号厚生省老人保健福祉局長通知「在宅複合型施設の整備について」に基づく在宅複合施設、平成12年9月27日老発第655号厚生省老人保健福祉局長通知「高齢者生活福祉センター運営事業について」に基づく生活支援ハウス(高齢者生活福祉センター)、介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第28項に基づく介護老人保健施設、同法第8条第29項に基づく介護医療院、同法第8条第4項に基づく訪問看護の事業を行う事業所としての訪問看護ステーション、老人福祉法第5条の2第5項に基づく小規模多機能型居宅介護事業を行う拠点としての小規模多機能型居宅介護拠点、老人福祉法第5条の2第2項に基づく老人居宅介護等事業を行う事業所のうち、夜間対応型訪問介護事業を行う事業所としての夜間対応型訪問介護ステーション、平成18年5月29日老発第0529001号厚生労働省老健局長通知「地域介護・福祉空間整備等交付金及び地域介護・福祉空間推進交付金の実施について」に基づく介護予防拠点、介護保険法第115条の46に基づく地域包括支援センター及び同法第8条第15条に基づく定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行う事業所としての定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、同法第8条第23項に基づく複合型サービスを行う事業所としての看護小規模多機能型居宅介護事業所(以下「老人福祉施設等」という。)</p>	<p>老人福祉施設</p> <p>認知症高齢者グループホーム</p> <p>在宅複合型施設</p> <p>生活支援ハウス</p> <p>介護老人保健施設</p> <p>介護医療院</p> <p>訪問看護ステーション</p> <p>小規模多機能型居宅介護事業所</p> <p>夜間対応型訪問介護ステーション</p> <p>介護予防拠点</p> <p>地域包括支援センター</p> <p>定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所</p> <p>看護小規模多機能型居宅介護事業所</p>	<p>老人デイサービスセンター</p> <p>老人短期入所施設</p> <p>養護老人ホーム</p> <p>特別養護老人ホーム</p> <p>軽費老人ホーム</p> <p>老人福祉センター</p> <p>老人介護支援センター</p>	<p>軽費老人ホーム(A型)</p> <p>軽費老人ホーム(B型)</p> <p>軽費老人ホーム(ケアハウス)</p> <p>都市型軽費老人ホーム</p> <p>老人福祉センター(A型)</p> <p>老人福祉センター(特A型)</p> <p>老人福祉センター(B型)</p> <p>老人福祉施設付設作業所</p> <p>在宅介護支援センター</p>

別表第2（第3条及び第4条関係）

施設の種類	設置根拠等	設置者	補助率
1 老人福祉施設等 ア 老人デイサービスセンター	老人福祉法第15条第2項	(ア) 社会福祉法人 (イ) 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金、介護基盤緊急整備臨時特例交付金、医療介護提供体制改革推進交付金の交付の対象である、若しくは過去に交付の対象であった施設を有する民間事業者（社会福祉法人を除く。以下同じ。）	3/4 3/4
イ 老人短期入所施設	老人福祉法第15条第2項	(ア) 社会福祉法人 (イ) 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金、介護基盤緊急整備臨時特例交付金、医療介護提供体制改革推進交付金の交付の対象である、若しくは過去に交付の対象であった施設を有する民間事業者	3/4 3/4
ウ 養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム	老人福祉法第15条第3項又は第4項	(ア) 社会福祉法人	3/4
エ 軽費老人ホーム（A型）	老人福祉法第15条第5項	(ア) 社会福祉法人	3/4
オ 軽費老人ホーム（B型）	老人福祉法第15条第5項	(ア) 社会福祉法人	3/4
カ 軽費老人ホーム（ケアハウス）	老人福祉法第15条第5項	(ア) 社会福祉法人 (イ) 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金、介護基盤緊急整備臨時特例交付金、医療介護提供体制改革推進交付金の交付の対象である、若しくは過去に交付の対象であった施設を有する民間事業者	3/4 3/4
キ 都市型軽費老人ホーム	老人福祉法第15条第5項	(ア) 社会福祉法人 (イ) 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金、介護基盤緊急整備臨時特例交付金、医療介護提供体制改	3/4 3/4

		革推進交付金の交付の対象である、若しくは過去に交付の対象であった施設を有する民間事業者	
ク 老人福祉センター（A型）	老人福祉法第15条第5項	社会福祉法人	2/3
ケ 老人福祉センター（特A型）	老人福祉法第15条第5項	社会福祉法人	2/3
コ 老人福祉センター（B型）	老人福祉法第15条第5項	社会福祉法人	2/3
カ 老人福祉施設付設作業所	老人福祉法第15条第5項	社会福祉法人	2/3
シ 在宅介護支援センター	老人福祉法第15条第2項	社会福祉法人	3/4
ス 認知症高齢者グループホーム	老人福祉法第14条	(ア) 社会福祉法人 (イ) 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金、介護基盤緊急整備臨時特例交付金、医療介護提供体制改革推進交付金の交付の対象である、若しくは過去に交付の対象であった施設を有する民間事業者 (ウ) 医療法人	3/4 3/4 1/2
セ 在宅複合型施設	平成6年9月14日老計第120号厚生省老人保健福祉局長通知「在宅複合型施設の整備について」	社会福祉法人	3/4
リ 生活支援ハウス	平成12年9月27日老発第656号厚生省老人保健福祉局長通知「高齢者生活福祉センター運営事業の実施について」	社会福祉法人	3/4
タ 小規模多機能型居宅介護事業所	老人福祉法第14条	(ア) 社会福祉法人 (イ) 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金、介護基盤緊急整備臨時特例交付金、医療介護提供体制改革推進交付金の交付の対象である、若しくは過去に	3/4 3/4

チ 夜間対応型訪問介護ステーション	老人福祉法第14条	交付の対象であった施設を有する民間事業者 (ア)社会福祉法人 (イ)地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金、介護基盤緊急整備臨時特例交付金、医療介護提供体制改革推進交付金の交付の対象である、若しくは過去に交付の対象であった施設を有する民間事業者	3/4 3/4
ツ 介護予防拠点	平成18年5月29日老発第0529001号厚生労働省老健局長通知「地域介護・福祉空間整備等交付金及び地域介護・福祉空間推進交付金の実施について」	(ア)社会福祉法人 (イ)地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金、介護基盤緊急整備臨時特例交付金、医療介護提供体制改革推進交付金の交付の対象である、若しくは過去に交付の対象であった施設を有する民間事業者	3/4 3/4
テ 地域包括支援センター	介護保険法第115条の46第2項又は第3項	(ア)社会福祉法人 (イ)地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金、介護基盤緊急整備臨時特例交付金、医療介護提供体制改革推進交付金の交付の対象である、若しくは過去に交付の対象であった施設を有する民間事業者	3/4 3/4
ト 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	介護保険法第8条第15項	(ア)社会福祉法人 (イ)地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金、介護基盤緊急整備臨時特例交付金、医療介護提供体制改革推進交付金の交付の対象である、若しくは過去に交付の対象であった施設を有する民間事業者	3/4 3/4
ナ 看護小規模多機能型居宅介護事業所	介護保険法第8条第23項	(ア)社会福祉法人 (イ)地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金、介護基盤緊急整備臨時特例交付金、医療介護提供体制改革推進交付金の交付の対	3/4 3/4

		象である、若しくは過去に交付の対象であった施設を有する民間事業者	
ニ 介護老人保健施設(併設される通所リハビリテーション事業実施部分を含む)	介護保険法第94条第1項 (介護保険法第41条第1項、及び同法第72条第1項)	(ア)社会福祉法人 (イ)医療法人 (ウ)その他厚生労働大臣が認めた者	1/3 1/3 1/3
ヌ 介護医療院(併設される通所リハビリテーション事業実施部分を含む)	介護保険法第107条第1項 (介護保険法第41条第1項、及び同法第72条第1項)	(ア)社会福祉法人 (イ)医療法人 (ウ)その他厚生労働大臣が認めた者	1/3 1/3 1/3
ネ 訪問看護ステーション	介護保険法第70条第1項	(ア)社会福祉法人 (イ)医療法人 (ウ)過去に保健衛生施設等施設整備費補助金の交付の対象であった訪問看護ステーションを有する民間事業者	1/3 1/3 1/3
2 その他施設	別途厚生労働大臣が定める基準等	社会福祉法人又は日本赤十字社	2/3から5/6まで

別表第3 (第4条関係)

算定基準

基準額	対象経費
厚生労働大臣に協議して承認を得た額 ※協議額1件につき80万円以上	老人福祉施設等の災害復旧(施設の復旧と一体的に復旧されるものであって、厚生労働大臣が必要と認めた復旧を含む。)に必要な工事費又は工事請負費(第3条に定める費用を除く。)及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。)
厚生労働大臣に協議して承認を得た額	老人福祉施設等の災害復旧(応急仮設施設整備に限る)に必要な工事費又は工事請負費(第3条に定める費用を除く。)